

栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市犯罪被害者等支援条例（令和4年栃木市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(条例第8条第2項第1号のその他規則で定める者)

第3条 条例第8条第2項第1号のその他規則で定める者は、市内に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
- (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等を受けていた者
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けて

いた者

- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
- (7) その他市長が特別な理由があると認めた者
(条例第8条第2項第1号の遺族として規則で定める者)

第4条 条例第8条第2項第1号の遺族として規則で定める者は、犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和2年栃木市告示第420号)第7条第1項の規定により、栃木市パートナーシップ宣誓証明書の交付を受け、同要綱第2条第1号に規定するパートナーシップ（以下「パートナーシップ」という。）を形成している者（以下「パートナー」という。）を含む。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。次号及び次項において同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の時に胎児であった当該死亡被害者の子が出生した場合における前項第2号又は第3号の規定の適用については、当該子の母が死亡被害者の死亡の時に死亡被害者と生計を一にしていた場合にあつては同項第2号の子と、その他の場合にあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けることのできる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、同順位の父母にあつては養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母にあつては養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 前項の規定により第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上ある場合は、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対して支給した遺族見舞金は、当該第1順位遺族の全員に対して支給したものとみなす。

5 死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（見舞金の支給の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、死亡被害者若しくは犯罪行為により重傷病を負った者（以下これらを「犯罪行為被害者」という。）又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。次号及び第3号において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があつた場合

- ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合及びパートナーシップを含む。）
 - イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 - ウ 3親等内の親族（ア及びイに掲げる者を除く。）
- (2) 犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合
- ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助^{ほう}する行為
 - イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為
 - ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- (3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合
- ア 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - イ 栃木市暴力団排除条例（平成24年栃木市条例第62号）第2条5号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者に該当すること。
 - ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
- (4) 犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族が他の市町村（特別区を含む。）から見舞金と同様の趣旨の給付制度による給付を受けている場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切

でない」と市長が認める場合

2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者からの申立てにより加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の規定による保護命令が発せられていた場合

(2) 犯罪行為が次のいずれかに該当し、かつ、当該犯罪行為により犯罪行為被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合

ア 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号並びに第5項第1号（同号ホに係る部分に限る。）及び第2号（同項第1号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除く。）

ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為並びに同条第7項（同項第5号に係る部分に限る。）及び第8項（同項第5号に係る部分に限る。）に規定する行為を除く。）

(3) 前2号に掲げる場合に準ずるものとして市長が認める場合

（遺族見舞金の額の調整）

第6条 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、当該重傷病見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、その遺族に支給される遺族見舞金の額は、条例第8条第3項第1号に規定する遺族見舞金の額から、当該重傷病見舞金の額を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第4項の規定により選任された代表者。以下「遺族見舞金申請者」という。)は、遺族見舞金支給申請書兼請求書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該犯罪行為による被害について、既に次条の規定による重傷病見舞金の申請が行われているときは、重複する書類の提出を省略することができる。

- (1) 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 遺族見舞金申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 死亡被害者が当該犯罪行為による被害を受けたときに市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーであるときは、その事実を確認することができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びパートナーを含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 遺族見舞金申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時に死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(重傷病見舞金の支給申請)

第8条 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、重傷病見舞金支給申請書兼請求書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書であって、条例第2条第8号アに該当することを証明することができるもの
- (2) 当該被害に係る被害届が警察に受理されていることを証明する書類(当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めた場合を除く。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(見舞金の申請期限)

第9条 前2条の規定による申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から2年を経過したときは、することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に前2条の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、見舞金の申請をすることができる。

(見舞金の支給決定等)

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の可否を決定したときは、犯罪

被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給決定通知書（別記様式第3号）又は犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）不支給決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請をした者に通知の上、見舞金の支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対し、速やかに見舞金を支給するものとする。

（見舞金の返還等）

第11条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による見舞金の支給の決定を取り消し、既に支給した見舞金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重症病見舞金）支給決定取消通知書（別記様式第5号）により、当該支給決定者に通知するものとする。

（報告等）

第12条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、支給決定者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則は、令和4年4月1日以後に発生した犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者について適用する。

別記様式第1号（第7条関係）

（その1）

遺族見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先） 栃木市長

栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。また、遺族見舞金の支給決定後、遺族見舞金を次の口座に振り込むよう請求します。

申請者	住所 氏名 電話番号	
	被害者との続柄	
被害者	犯罪行為が行われた時の住所	
	フリガナ 氏名	
	生年月日	年 月 日
	死亡年月日	年 月 日
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分
犯罪行為が行われた場所		
犯罪行為による被害の発生状況		
取扱警察署等	都道府県 警察署 受理年月日 年 月 日 受理番号 番 罪名	
死亡前の重傷病見舞金の支給の有無	有 ・ 無	
遺族見舞金の額	<input type="checkbox"/> 30万円 <input type="checkbox"/> 20万円	
備考		

振込先

口座振込	金融機関名		支店名等	
	種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義			

(その2)

代表者の選任等

申請者が第1順位遺族の代表者として遺族見舞金を申請、請求及び受領することに同意します。

申請者以外の第1順位遺族の氏名 (自署しない場合は、記名押印してください。)	被害者との続柄	住所	連絡先

※ 欄が足りない場合は、適宜追加してください。

※ 該当者がいない場合は、空欄に斜線を引いてください。

第1順位遺族である者のうち、上記欄の同意ができない者の理由について、次のとおり申し出ます。

第1順位遺族の氏名	被害者との続柄	同意ができない理由 (未成年者、所在不明等)

※ 欄が足りない場合は、適宜追加してください。

※ 該当者がいない場合は、空欄に斜線を引いてください。

(その3)

誓約・同意事項

【誓約事項】

- (1) 栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条に規定する遺族見舞金の支給の制限に該当しないこと。
- (2) 遺族見舞金の受給後に、偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定若しくは支給を受けたこと又は栃木市犯罪被害者等支援条例若しくは栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則の規定に違反したことが判明した場合は、同規則第11条の規定に基づき、既に支給を受けた遺族見舞金を速やかに返還すること。
- (3) この申請において第1順位遺族が複数人いるとき、遺族見舞金の支給の決定を受けた後にこの遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決すること。

【同意事項】

- (1) 遺族見舞金の受給資格を確認するため、市が保有する私及び被害者に関する住民基本台帳の記載事項、栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条各号の該当の有無その他遺族見舞金の申請に関して必要な情報を確認すること。
- (2) 被害者が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、市が管轄の警察署、医療機関その他の関係機関に確認し、回答を得ること。

私は、遺族見舞金の支給を申請するに当たり、上記の誓約事項及び同意事項を確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名

(自署しない場合は、記名押印してください。)

添付書類

別記様式第2号（第8条関係）

（表）

重傷病見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先） 栃木市長

栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり重傷病見舞金の支給を申請します。また、重傷病見舞金の支給決定後、重傷病見舞金を次の口座に振り込むよう請求します。

（被害者） 申請者	犯罪行為が行われた時の住所	
	フリガナ 氏名	
	生年月日	年 月 日
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分
犯罪行為が行われた場所		
犯罪行為による被害の発生状況		
取扱警察署等	都道府県 警察署	受理年月日 年 月 日 受理番号 番 罪名
重傷病見舞金の額		10万円
備考		

振込先

口座振込	金融機関名		支店名等	
	種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義			

(裏)

誓約・同意事項

【誓約事項】

- (1) 栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条に規定する重傷病見舞金の支給の制限に該当しないこと。
- (2) 重傷病見舞金の受給後に、偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定若しくは支給を受けたこと又は栃木市犯罪被害者等支援条例若しくは栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則の規定に違反したことが判明した場合は、同規則第11条の規定に基づき、既に支給を受けた重傷病見舞金を速やかに返還すること。

【同意事項】

- (1) 重傷病見舞金の受給資格を確認するため、市が保有する私に関する住民基本台帳の記載事項、栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条各号の該当の有無その他重傷病見舞金の申請に関して必要な情報を確認すること。
- (2) 私が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、市が管轄の警察署、医療機関その他の関係機関に確認し、回答を得ること。

私は、重傷病見舞金の支給を申請するに当たり、上記の誓約事項及び同意事項を確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 _____

(自署しない場合は、記名押印してください。)

添付書類

別記様式第3号（第10条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給決定通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給については、次のとおり決定したので、栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則（以下「規則」という。）第10条第2項の規定により通知します。

支給決定額	円
支給の条件	次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、当該見舞金を返還すること。 (1) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定又は支給を受けたとき。 (2) 栃木市犯罪被害者等支援条例又は規則の規定に違反したとき。

別記様式第4号（第10条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）不支給決定通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給については、次の理由により支給しないことを決定したので、栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

不支給の理由	
--------	--

（教 示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6月以内に栃木市を被告として（訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第5号（第11条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給決定取消通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付け栃市 第 号で決定した犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重症病見舞金）の支給については、次の理由により取り消すことを決定したので、栃木市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

取消しの理由	
--------	--

（教 示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6月以内に栃木市を被告として（訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。